

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成21年10月20日
【会社名】	株式会社京王ズホールディングス
【英訳名】	KEIOZU HOLDINGS COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 英輔
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
【電話番号】	022(722)0333
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 深野 道照
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
【電話番号】	022(722)0333
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 深野 道照
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,570,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計を合算した金額 360,960,000円

（注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

### (1)【募集の条件】

発行数	20個（新株予約権1個につき500株）
発行価額の総額	3,570,000円
発行価格	178,500円 （本新株予約権の目的である株式1株当たり357円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年10月30日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社京王ズホールディングス 経営企画室
割当日	平成21年11月4日（水）
払込期日	平成21年11月4日（水）
払込取扱場所	株式会社岩手銀行 仙台営業部

(注) 1．本新株予約権の発行については、平成21年10月20日（火）開催の取締役会決議によるものであります。

2．申込みの方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

#### 4．募集の目的及び理由

当社においては、今期の損益実績は当初計画以上に順調な推移ではありますが、平成20年12月に決議を行いZeus Advisors(Cayman)に割当てを行った当社第4回新株予約権（MSワラント）は、Zeus Advisors(Cayman)に対して行使制限を加えており、譲渡に関しては当社取締役会承認にて譲渡対応は可能であります。当初行使価額（9,654円）、上限行使価額（19,308円）にて決議したため、結果的には本年6月以降の当社株価の好転もあり、当初計画までの資金手配までは至っていない状況であります。しかし一方で、移動体通信事業等既存事業が順調に実績を伸ばしている中、移動体通信事業に関連したM&Aの提案等も複数受けており、また、更に企業の成長のための次なる新規事業育成のための新たな投資の必要性も生じております。当社移動体通信事業での代理店事業においては、事業開始以来営業損益が赤字となったことは無く、安定的な営業収益のビジネスであります。また、飲食事業の店舗閉鎖整理も完了し財務体質の改善も進んでおります。今回は新たなビジネスチャンスとして当社の第2の事業の確立が不可欠と判断いたしました。今回のスキームは、タイムリーな資金調達を達成するために間接金融のみならず第三者割当てによる新株予約権での資金調達ではありますが、行使価額（35,739円）の変動は無く、対象株式総数（10,000株）も固定していることから、株式の希薄化による既存株主に対する影響は軽微と考えております。主力事業である移動体通信事業での更なる損益安定化とシナジー効果の拡大、飲食事業に代わる新たなビジネスチャネルを開発し、企業業績の拡大を図れるものと考えております。また、今回の新株予約権での手法をとることを決議いたしましたことで、必ずその効果が利益拡大につながるものと確信い

たしております。なお、当社の発行済株式数は54,646株、自己株式数は1,185株であり、議決権ベースでは53,461個となっております。今回発行による潜在株式数10,000株(議決権ベース10,000個)は18.7%相当となっております。

5. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		Derivative Arbitrage Fund L.P.	
割当新株予約権数		15個	
払込金額		2,677,500円	
割当予定先の内容	住所	27 Reid Street, 1Floor, PO Box HM3051, Hamilton HM11 Bermuda	
	代表者	NDC Partner Limited, Director Hiroshi Matsubara	
	事業の内容	投資運用業	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の出資の金額	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

割当予定先の氏名又は名称		NDC Risk Hedge Fund	
割当新株予約権数		5個	
払込金額		892,500円	
割当予定先の内容	住所	6 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda	
	代表者	Butterfields Trust (Bermuda) Limited Director Curtis Dickinson	
	事業の内容	投資運用業	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の出資の金額	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係は、本有価証券届出書提出日現在のものです。

割当予定先を選定した理由

当社は、平成21年3月16日付及び5月13日付で行いました新株予約権の譲渡先である Derivative Arbitrage Fund L.P.（デリバティブ・アービトラージ・ファンド・エル・ピー）及びNDC Risk Hedge Fund（エヌ・ディー・シー・リスク・ヘッジ・ファンド）の投資一任勘定委託先であるNDC Investment Pte.Ltd.（以下、「NDCインベストメント」という。）と資金調達の手法を引き続き協議を行ってまいりました。NDCインベストメントには、柔軟かつ機動的な資本強化を行いたいという当社の考えにご理解を頂いた上で、現在までの当社及び他社へ投資した際の実績面を確認するとともに、行使に関しての市場へのインパクトを最小限に抑える等の配慮がなされることについて確認いたしております。また、投資方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことも確認いたしております。

平成20年12月に決議を行いZeus Advisors(Cayman)に割当を行った当社第4回新株予約権(MSワラント)は価格修正事項の条件が付いたものでしたが、今回の行使価額は、発行当初から固定されており、行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても、行使価額と同様に発行当初より10,000株で固定されており、潜在株式数が変動することはありません。このように既存株式価値への配慮等にも十分ご理解をいただきましたので、NDCインベストメントが運用するDerivative Arbitrage Fund L.P.及びNDC Risk Hedge Fundへの割当てを選定いたしました。

当社は、Derivative Arbitrage Fund L.P.及びNDC Risk Hedge Fundの実績面や投資方針等を確認し、譲渡先として最適であると判断いたしております。当社は割当先が、反社会的勢力でないことを確認し、確認書を受領しております。また、NDCインベストメント、割当先、当該割当先の役員が暴力団等とは一切関係がないことを、ホームページの確認、関連情報のインターネット検索、関係機関としてのNDCインベストメントの監査法人、プライムブローカレッジ口座開設の証券会社、ファンドのAdministratorの確認等をいたしております。

(注)本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

## 割当予定先の保有方針

割当予定先であるDerivative Arbitrage Fund L.P.及びNDC Risk Hedge Fundは、当社の取締役会決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針であると確認しております。

## 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

NDCインベストメントを通じ、両割当先の月次財務諸表の提出を受けており、当該資料から直近月末での金融機関残高等を確認し、いずれの割当先も払込みに際して必要な資金を確保していることを確認しております。

## 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員と割当先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約は締結しておらず、また、その予定もありません。

## 6. 発行条件等の合理性

### 発行価額の算定根拠

第5回新株予約権の発行要項、並びに割当先であるDerivative Arbitrage Fund L.P.、NDC Risk Hedge Fundとの間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、当社普通株式の市場売買高、当社のクレジット・スプレッド等を加味して割当予定先と協議を重ねた結果、第5回新株予約権1個の払込金額を金178,500円としました。また、基準価格は発行決議日の前日を最終日とする5連続営業日の終値平均の38,020円とし、これからディスカウント率6%として、行使価格は35,739円といたしました。これは、当社グループを取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性をふまえ、割当予定先との協議の結果、決定いたしました。

なお、当該行使価額は、日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する指針に準拠した方法により算定しております。また、これにより算定した行使価額については、モンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果と、取締役会決議日前日の終値36,800円、取締役会決議日を含む直近1ヶ月の終値平均の36,926円、同じく直近3ヶ月の平均終値34,976円、及び直近6ヶ月の平均終値26,004円を考慮したうえで、会社法第238条3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。また、当社監査役全員より、本新株予約権の払込金額を含む発行条件等は特に有利な金額ではなく、資金調達の実必要性及び調達の方法の相当性に関する判断は妥当である旨の意見を受け

ております。

## 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本新株予約権が行使された場合の発行株式数は10,000株に固定しております。当社の発行済株式数は54,646株、自己株式数は1,185株であり、議決権ベースでは53,461個となっております。今回発行による潜在株式数10,000株(議決権ベース10,000個)は18.7%相当となっております。当社といたしましては、1株あたりの株式価値の希薄化を留めながら、今後の事業展開に必要な資金を得ることにより、移動体通信事業関連での安定収益確保がさらに進むとともに、財務基盤の強化が図れるものと考えております。また、将来的に当社の企業価値が高まり収益が向上できるものと判断しておりますので、今回の資金調達においては、過大なものではなく合理性があるものと考えております。早期での更なる業績拡大により、株主様及び投資家の皆様に報いる手段であると考えております。株主様及び投資家の皆様方におかれましては、何卒ご理解・ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

**（２）【新株予約権の内容等】**

新株予約権の 目的となる株 式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は単元株式制度を採用していない。
新株予約権の 目的となる株 式の数	本新株予約権の目的となる株式の総数は、10,000株とする。また、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「交付株式数」という。）は500株とする。ただし、後記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、交付株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の交付株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に調整され、かかる調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。また、本新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整される。

新株予約権の 行使時の払込 金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりに出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は35,739円とする。ただし、本欄第2項によって調整される。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p>				
	調整後 行使価額	=	調整前 行使価額	×	$\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \times \text{1株当たり払込価額時価}$
	<p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>				



株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記に関わらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を必要としているときは、本号 乃至 の定めに関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

調整前  
行使価  
額調整後  
行使価  
額

調整前行使価額により  
当該期間内に  
交付された  
当社普通株式  
数

)

×

株式数

=

(

調整後行使価額

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(4)行使価額調整式については、次に定めるところによる。  行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合には基準日とする。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。  株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6)本項の定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額	金360,960,000円 (注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年11月5日から平成22年11月4日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社京王ズホールディングス 経営企画室 2. 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社岩手銀行 仙台営業所
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権1個の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の5営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

### (注) 1 . 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出するものとします。

本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

### 2 . 本新株予約権の行使の制限

当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間を指定することができます。当社としては、月間での一定以上の行使が進んだ場合は制限を加えることを考えており、株価動向等と資金需要とを総合的に判断する予定ではありますが、基本的には当該新株予約権の発行決議日における発行済株式総数の10%を月次行使数の基準と考えております。月間での行使数に関しても、同基準をもとに株価動向等と資金需要とを総合的に判断する考えであります。

### 3 . 本新株予約権の取得請求権

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から180日以降、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、その保有する本新株予約権の全部または一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

### 4 . 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

### 5 . 本新株予約権証券の行使要請条項

当社は、本新株予約権に係る割当予定先との間で以下の内容を含む新株予約権割当契約を締結することを決議しております。

当社は、東京証券取引所における当社普通株式の5連続取引日の終値単純平均が、本新株予約権の行使価額に一定率（以下に定義する。）を乗じて算出される額を超過した

場合、当該5連続取引日の翌取引日に、当社は、本新株予約権の一部について行使要請することができるものとしております。この場合においても、月間での行使数は、株価動向等と資金需要とを総合的に判断する予定ではありますが、基本的には発行決議日における発行済株式総数の10%を月次行使数の基準と考えております。

上記における一定率とは、120%及び140%としております。(前項の規定によりこれらの比率を超過した取引日を「120%超過日」及び「140%超過日」という。以下同じ。)

120%超過日の翌日において、本新株予約権の割当数の20%の範囲で行使を要請できるものとし、140%超過日の翌日においては、本新株予約権の割当数の50%の範囲で行使要請できるものとしております。

当社は、「120%超過日」、「140%超過日」の条件を満たす日がある都度、行使要請を何度でも行うことができますが、同日に複数回の行使要請を行うことはできないものとしております。また、基準としている月間行使数までは積極的な行使対応を計画いたしております。

本新株予約権が第三者に譲渡等された場合、行使要請条項に基づく権利義務も共に当該譲受人に継承されるようにするものとしております。

### (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
360,960,000	10,960,000	350,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額3,570千円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額357,390千円を合算したものとなります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規事業関連のM & A 資金	250	平成21年12月～22年3月
移動体通信事業関連のM & A 資金	100	平成21年12月～22年3月

当社の既存事業、特に移動体通信事業での年末商戦に向けた商品仕入れ資金等は、既存事業でのキャッシュフローにて対応する計画であります。

移動体通信事業関連のM&A資金は単なる店舗拡大のM&Aのみならず、移動体通信事業関連商材でのM&Aも視野に入れております。また、新規事業関連のM&A対応につきましては、飲食事業の撤退整理が完了した中、次の当社の成長性の柱を目指すべく新たなビジネスチャンスの可能性を念頭としており、現在受けている複数の提案について検討中であり、機関決定が行われた際、随時開示対応を予定いたしております。

行使後支出までの期間は、普通預金での管理を予定いたしております。

今回の新株予約権が上記支出予定時期において行使が行われない場合は、既存事業の運営においての支障はありませんので、今期の通期業績見通しへの影響はありませんが、いち早く業績改善の見込みが達成できた当社としては、更なる企業成長と業績拡大を計画しており、そのスピードにおいての影響を及ぼす可能性があります。その場合、間接金融との交渉を含め時間を要することが予想されます。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク・将来に関する事項

第四部「組込情報」の有価証券報告書(第16期)に記載された「事業等のリスク」及び将来に関する事項について、当該有価証券報告書の提出日(平成21年1月27日)後、本有価証券届出書提出日(平成21年10月20日)までの間において発生した変更その他の事由はありません。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までに臨時報告書を平成21年6月1日および平成21年6月3日に東北財務局長に提出しております。

平成21年6月1日提出臨時報告書

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

主要株主でなくなるもの

##### (1) 当該異動に係る主要株主の氏名または名称

株式会社E・Sワン

##### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	5,000個 (5,000株)	10.25%	第3位
異動後	5,000個 (5,000株)	9.91%	第3位

(注) 新株予約権の行使による新株発行に伴う総株主の議決権数の増加によるものであります。

##### (3) 異動年月日

平成21年5月26日

##### (4) その他の事項

本報告書提出日現在の総株主等の議決権の数及び資本金の額

総株主等の議決権の数 50,461個

資本金の額 1,160,002,004円

平成21年6月3日提出臨時報告書

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

新たに主要株主となったもの

##### (1) 当該異動に係る主要株主の氏名または名称



株式会社E・Sワン

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	5,000個 (5,000株)	9.91%	第3位
異動後	8,000個 (8,000株)	14.65%	第3位

(注) 新株予約権の行使により主要株主に該当することとなったためであります。

(3) 異動年月日

平成21年6月1日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の総株主等の議決権の数及び資本金の額

総株主等の議決権の数	53,461個
資本金の額	1,172,014,004円

3 資本金の増減

当社は、有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までに下記のとおり資本金が増減しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1 月27日 (注)1		42,646	854,338	1,129,972	1,947,645	760
平成21年3 月19日～ 平成21年6 月1日 (注)2	12,000	54,646	42,042	1,172,014	42,042	42,802

(注) 1 平成21年1月26日開催の定時株主総会で資本金の額および準備金の額の減少を決議しております。  
2 当社第4回新株予約権の行使によるものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第16期	自平成19年11月1日 至平成20年10月31日	平成21年1月27日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	第16期	自平成19年11月1日 至平成20年10月31日	平成21年7月7日 東北財務局長に提出
四半期報告書	第17期 第3四半期	自平成21年5月1日 至平成21年7月31日	平成21年9月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について<電子開示手続等ガイドライン>A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年9月11日

株式会社京王ズホールディングス  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 笥 悦 生 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成20年11月1日から平成21年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年5月1日から平成21年7月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年11月1日から平成21年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 1月27日

株式会社京王ズホールディングス

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 笥 悦 生  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングスの平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月11日開催の取締役会において、第4回新株予約権（第三者割当）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 1月27日

株式会社京王ズホールディングス  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 箕 悦 生  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月11日開催の取締役会において、第4回新株予約権（第三者割当）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 1月30日

株式会社京王ズホールディングス  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 笥 悦 生  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングスの平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、純粹持株会社への移行に伴い、営業外収益として計上していたグループ会社間での業務委託手数料を平成19年4月分より売上高として計上している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年1月10日開催の取締役会において第三者割当増資による新株発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 1月30日

株式会社京王ズホールディングス  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 箕 悦 生  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社の平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、移動体通信事業において移動体通信キャリアから受取手数料の一部として受領する広告支援金及び出店支援金等を売上計上する方法から、それぞれ販売費及び一般管理費（広告宣伝費）から控除する方法、新規店舗の主要固定資産から控除する方法に変更した。
2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、テレマーケティング事業における人件費及び経費（管理部門相当額を除く）を販売費及び一般管理費に計上する方法から、売上原価に計上する方法に変更した。
3. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、テレマーケティング事業において公的機関から受領する助成金を営業外収益の補助金収入に計上する方法から、売上原価から控除する方法に変更した。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社遠雷が営む外食事業の一部店舗を株式会社くらコーポレーションに譲渡することを平成19年11月14日の取締役会で決議し、平成19年12月25日に事業譲渡契約を締結している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年1月10日開催の取締役会において第三者割当増資による新株発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。